

いわき市復興推進計画(サンシャイン観光推進特区)

平成 24 年 10 月 24 日

平成 27 年 12 月 11 日変更

令和3年4月1日変更

1 復興推進計画の区域

いわき市全域

2 復興推進計画の目標

本市は、東日本大震災により、市内各所で大地震・大津波による甚大な被害を受け、更には、翌日からの東京電力福島第一原子力発電所に係る度重なる災害やその処理の長期化により、風評被害が広がり、あらゆる産業に大きな影響を生じさせている。

とりわけ、美しい海岸線や歴史ある温泉、豊富な農水産物、さらには、「スパリゾートハワイアンズ」や「アクアマリンふくしま」を始めとする様々な観光施設を有する観光産業については、地震や津波による直接的な被害に加え、原子力発電所事故に伴う風評被害により大きな打撃を受けた。

本市は、かつて我が国を支えた石炭産業が斜陽化する中、映画「フラガール」にも描かれたように、「炭鉱から観光へ」を合言葉に、市民が一丸となって観光関連産業の振興を図り、地域の再生を成し遂げた。その結果、観光入込客数は年間 1,000 万人を超え、観光業は本市の基幹産業にまで成長し、大きな雇用の受け皿となっていた。

しかし、震災に伴って発生した原子力発電所事故に起因する風評被害の長期化により、本市の観光入込客数は、平成 23 年には、約 370 万人まで落ち込んだ。また、年間を通して温暖な地域である本市にとって、震災以前から観光資源の 1 つとして大きな役割を果たしていたゴルフ場についても、震災の影響により利用客が大幅に落ち込んでいる。

その結果、観光関連産業を営む事業者の多くはその事業規模の縮小や雇用の見直しを迫られるとともに、休業等に追い込まれる事業者も少なくなく、地域住民の雇用機会が大きく損なわれている。そのため、改めて観光産業の早期復興・振興を図り、観光入込客数を回復させるとともに、観光関連産業を再興・集積し、地域住民の雇用機会を確保することが急務の課題となっている。

そこで、本市の沿岸地域や内陸地域がそれぞれ有する各種観光資源の魅力を改めて磨き上げ、特色ある観光プランを提示・PRすることにより、観光入込客数の回復を図るとともに、観光関連産業を集積させることにより、観光客の消費拡大を促進し、雇用を創出していく。その際、平地区を始めとする各内陸地域は、域外から訪れる観光客が集う交通の要所であり、本市内に点在する観光資源間の結節点となっていることから、いわき市内の回遊性を高め、観光客に地場産品や各種サービスを提供するため、観光関連産業としての商業機能の集積を目指し、震災からの復興に止まることなく、従来以上の地域経済の活性化を図る。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 魅力ある地域資源を活かした観光誘客の推進

自然の恵みである多彩な景観や食材、歴史や文化等、本市の多様な観光資源を積極的に発掘し、磨き上げ、特色ある観光プランの提案など、地域の魅力として発信し、戦略的な観光誘客を推進する。

(2) もてなしの心の醸成・観光まちづくりの推進

観光・物産に係る情報の提供、回遊性の向上につながる飲食・ショッピング等の施設機能の整備充実、地場製品の育成強化、観光案内人の養成等、ハード・ソフト両面にわたる施策の推進を図る。

(3) 地域イメージの維持・向上に向けた MICE 等の推進

国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催による、地域イメージの向上と多様な交流の推進を図る。

(4) 観光関連産業の集積

本市各地にある観光資源を活用し観光客の消費拡大を促進するため、地場製品のブランド化等に取り組みつつ、それらを扱う小売業や飲食店等を集積させるとともに、長期的に本市に滞在してもらえよう宿泊業の集積を図るなど、観光関連産業の集積を促進する。

4 復興産業集積区域の区域

産業の集積の形成及び活性化を目指す区域として別添に記載する区域（資料1-1、資料1-2）。

ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

○ 観光関連産業

本市は歴史的建築物や豊かな自然が生み出す景勝地等に恵まれており、これらの観光資源を目当てに本市を訪れる観光客は約1,000万人を誇るなど、本市の基幹産業の一つとなっていた。しかし、今般の震災や原子力発電所事故に伴う物的被害や風評被害により平成23年には約370万人にまで落ち込み、地域の雇用を支えてきた観光関連産業は甚大な被害を受けている。

こうした状況に鑑み、本市の基幹産業たる観光業の復興及び更なる集積を促進し、地域経済の活性化・雇用の創出を図る。

具体的には、久之浜地区や四倉地区、薄磯・豊間・江名地区には美しい海岸線が続いているなど自然豊かな景勝地に恵まれている。また、塩屋埼灯台等の観光資源を有しており、津波で被災し再整備した「道の駅よつくら港」でのイベント開催や、震災

復旧・復興事業で建設された防潮堤等を活用・整備したサイクリングロード「いわき七浜海道」の開通により、観光客を誘客し、地場産品等を提供するため、小売業や宿泊業等の関連産業の集積を図る。

また、本市の中心地である平地区については、磐城平城を中心とした城下町が形成されたことから歴史的景観を有する地区であるとともに、本市の「陸の玄関」であり、市内各所への交通の要所となっている。これら既存の観光資源及び地の利を十分に活かすため、いわき市全体の魅力を発信する「いわき市総合観光案内所」の機能充実を図り観光客のニーズに対応するとともに、未曾有の複合災害に見舞われた東日本大震災の記憶や教訓を後世へ伝えていくための施設「いわき震災伝承みらい館」を活用して教育旅行の受入れを推進する。これらの取組により、観光客の増加が期待されることから、同地区及び沿岸部を訪れた観光客へ各種商品・サービスを提供するため、地場の食料品や名産品を扱う小売業や飲食店、宿泊業等の関連産業を集積させる。

小名浜地区については、震災前からアクアマリンふくしまやいわきら・ら・ミュウなど集客能力の高い観光資源が所在するとともに、小名浜港周辺では豊かな水産物を用いる飲食店等が集積しており、本市の観光業の中心的存在であった。今般の震災後、被災した各種店舗等の営業再開が進むとともに、小名浜港背後地でのショッピングモールの開業やおなほま海遊祭、いわき花火大会といった各種イベントの開催などにより賑わいを取り戻しており、今後も新たな観光遊覧船「サンシャイン・シーガル」の就航により、多くの観光客が見込まれる。そこで、同地区に観光に訪れた旅行者に対し本市の魅力を堪能し、食の安全性等を実感してもらうため、地場産品を活用する各種小売業や飲食店等を集積し、観光拠点としての機能を向上させる。

併せて、常磐地区については、スパリゾートハワイアンズや日本3古泉に数えられる湯本温泉郷があり、小名浜地区を始めとする市内観光客の宿泊地として発展してきた。震災後にはスパリゾートハワイアンズに新ホテルがオープンするとともに、全国の高校生フラダンス愛好者がその技術を競う「フラガールズ甲子園」を開催するなど、いわき市の観光資源として更なるフラダンスの普及に励んでおり、交流人口の増加に努めている。また、被災3県を舞台としたアニメ作品3作のうちの1作「フラ・フラダンス」が、令和3年の初夏に公開予定となっており、震災からの復興・更なる観光誘客が期待されることから、これら施設に宿泊する観光客の消費拡大を促すため、本市の名産品であるIWAKIアロハ等を扱う小売業や飲食店等の集積を図る。

植田地区及び勿来地区には、古くから和歌に詠まれる勿来の関跡など歴史的な観光資源が数多く所在するとともに、勿来海水浴場など自然に恵まれた観光資源が存在しており、震災後には瓦礫処理や放射線対策、避難経路の確保等の安全対策に確実に取り組みながら観光入込客数の回復を図っている。また、両地区については、茨城県との地理的接近性から、茨城県北部に所在する五浦六角堂や天心記念五浦美術館を訪れた観光客を本市に誘導する広域観光も併せて推進しており、各種媒体を通じての広報活動を実施するとともに、茨城県北部及び本市南部を回遊する旅行商品の開発に取り組んでいることから、訪れた観光客の購買意欲を高め、消費拡大を促進す

るため、地場産品を扱う小売業や飲食店、宿泊業等の集積を図る。

内郷地区には、国宝白水阿弥陀堂や古代遺跡、炭鉱遺構など、様々な時代にわたる歴史文化遺産が存在しており、自然と歴史文化の融合する観光地として育て上げるとともに、観光価値の向上につながる特産品の開発や販売拠点の形成に努めている。そのため、自然を楽しむ観光客の滞在を促す宿泊業、新たな特産品を観光客に提供する飲食料点小売業や飲食店等の集積を図る。

ア 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種（資料2参照）

57 織物・衣服・身の回り品小売業（571 呉服・服地・寝具小売業を除く）、58 飲食料点小売業、603 医薬品・化粧品小売業（内郷地区復興産業集積区域を除く。）、606 書籍・文房具小売業、607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業（内郷地区復興産業集積区域を除く。）、704 自動車賃貸業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業（沿岸地区復興産業集積区域・勿来地区復興産業集積区域・久之浜地区復興産業集積区域に限る。）、726 デザイン業、7293 通訳業、通訳案内業（久之浜地区復興産業集積区域・内郷地区復興産業集積区域を除く。）、73 広告業、746 写真業、75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、781 洗濯業、785 その他の公衆浴場業（内郷地区復興産業集積区域を除く。）、789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業（内郷地区復興産業集積区域を除く。）、791 旅行業（久之浜地区復興産業集積区域を除く。）、794 物品預り業（久之浜地区復興産業集積区域・内郷地区復興産業集積区域を除く。）、7962 結婚式場（久之浜地区復興産業集積区域を除く。）、80 娯楽業（平地区復興産業集積区域・植田地区復興産業集積区域については8043 ゴルフ場を除き、久之浜地区復興産業集積区域については8043 ゴルフ場及び8093 遊漁船業に限り、内郷地区復興産業集積区域については8043 ゴルフ場、805 公園、遊園地及び8091 ダンスホールに限る。）、8246 スポーツ・健康教授業、8249 その他の教養、技能教授業、831 病院（内郷地区復興産業集積区域を除く。）、835 療術業（内郷地区復興産業集積区域を除く。）、951 集会場（内郷地区復興産業集積区域を除く。)

② 集積の形成及び活性化の効果

本市の観光は、大型温泉レジャー施設スパリゾートハワイアンズや、小名浜港エリアに集積させたアクアマリンふくしまやいわき・ら・ら・ミュウなどの多彩な観光施設と、60kmに及ぶ美しい海岸と10箇所の海水浴場、日本3古泉の一つに数えられるいわき湯本温泉郷など、恵み豊かな自然と歴史に育まれた観光資源を両輪とし、これまで、誘客を図ってきたところであるが、これらの多くが震災により被害を受けた。

よって、これら既存の観光資源が所在する地域に関連産業を集積させながら、沿岸地域においては、親水空間の整備とロングステイを可能とする宿泊施設の整備、湯本

温泉郷においては、宿泊機能の強化・充実による旅行者への癒しの空間の提供など、老若男女が集うアミューズメント性の高い空間として再整備するものである。これら観光拠点と、市内に点在する鉱泉、里山、田畑、産業遺産、歴史遺産等の組み合わせ、また、北茨城市や高萩市との広域連携により、新たな観光の魅力を付加した旅行商品を造成することで、観光誘客に向けた大きな流れをつくろうとするものである。さらに、いわき市が特に強みを有するゴルフ場を核とする誘客の取組について強化を図るとともに、サイクリングルート「いわき七浜海道」をはじめとする市内のサイクリングコースを周遊することにより、観光関連産業における利用者を増加・促進させることを目的とするものである。

その一方、これら観光エリアの結節点であり、ビジネス・商業の中心でもある平市街地においては、MICE の推進に必要なコンベンション機能を有する施設整備の促進と、参加者が利用するホテル等の宿泊施設の整備を促進するとともに、地場の特産品販売、飲食施設、娯楽施設を始めとするサービス産業の集積を図り、まちの魅力と賑わいを創出することによって、旅行者の回遊性・滞在性を高め、旅行者1人あたりの消費支出額の増加を目指すものである。また、質の高い公共ホール等を活用した各種コンサートや、スポーツ施設を活用したプロスポーツイベントの開催等と、これら市街地に集積させたサービス機能を活用し、都市型観光にも取り組み、様々なチャンネルによる誘客とこれら旅行者の消費を通じた地域経済の活性化を期待するものである。

その投資効果は、目標観光入込客数900万人、経済効果3,279億円（いわき市内の宿泊旅行者一人当たりの平均消費支出額36,430円を基準に算出）を見込むものである。

③ 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

いわき市域においては、震災の地震による強い揺れにより、事業所等の生産活動の基盤に面的な被害（100棟以上の非住家建物への被害）が生じたことから、当該被害が生じた地域を雇用等被害地域として設定。雇用等被害地域を含む市町村はいわき市

(2) 特別の措置

ア (1)のアの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条から法第40条の規定に基づく措置）

イ (1)のアの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

(3) 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 教育旅行の誘致（実施主体：いわき市）

防災や再生可能エネルギーなど、地域特性を活かした体験プログラム等を作成し、教育旅行の誘致を行う。

イ SNS等を活用した情報発信事業（実施主体：いわき市）

誰もが、いつでも、どこでも、自由にアクセスできるホームページやソーシャルネットワークサービスなどを活用し、いわきで今起きている現地情報、震災から復興に向かい立ち上がる人々の活動など、新たないわきの魅力を発信しながら、いわきファンの獲得を目指す。

ウ 市石炭・化石館「ほるる」を活用した観光誘客（実施主体：いわき市）

いわき湯本温泉への誘客の核となる、石炭・化石館「ほるる」内で、本市の物産品展示・販売を行う。

エ ふるさと産品づくりの支援と販路拡大（実施主体：いわき市）

農商工連携、地域のネットワークの活用を図りながら、物産商品の発掘や開発、流通ルートの開拓、ブランド化に取り組み、本市物産力の強化を図る。

オ 中小企業等グループの施設等復旧整備補助事業（実施主体：国、福島県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店会等において、震災により被害を受けた事業者がグループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、必要となる経費の一部を補助する。（申請地区：平、小名浜、植田、四倉）

カ 中小企業等復旧・復興支援事業（実施主体：福島県）

東日本大震災により被害を受けた中小企業等が事業再開・継続する場合における空き工場・空き店舗等への賃借料等の補助、建物・設備等の建替え、修繕に対して補助する。

キ 安全性に配慮した海水浴場の開設と賑わいづくり（実施主体：いわき市）

放射線対策、避難経路の確保等の安全対策を確保しながら、本市の夏の観光資源である海水浴場を開設するとともに、民間団体・地域住民と連携し、周辺地域の賑わいづくりに取り組み、観光誘客を図る。

ク いわき駅南口開発（実施主体：民間企業）

東日本大震災からの復興において、2020年3月に約9年ぶりに常磐線が全線運転再開し、この復興の取組みを更に推進していくために、いわき駅南口にホテル及び商業施設の開発計画に着手する。

ケ 二次交通の整備・充実（実施主体：いわき市）

点在する観光資源を結ぶ二次交通の整備等により観光客の動線を確保し、観光地としての魅力向上を図る。

コ 観光を担う人材育成事業（実施主体：いわき市）

いわき観光経営塾などを開催しながら、観光業経営の実践に役立つ知識やスキルを学び、観光客をあたたかいもてなしの心を持って案内する体制を整える。

サ 復興を目的としたイベント事業に対する支援（実施主体：いわき市）

復興を目的として商店会等が行うイベント事業などの自主的な活動に対し、その事業費の一部を補助する。

(事業例)

・首都圏で、いわきの地場製品の安全性のPR、販売、観光PRなどを行う。

シ いわきサンシャインマラソンの開催（実施主体：いわき市）

フルマラソンをメインとしたマラソン大会を、交流人口の落ち込む冬期に開催し、交流人口の拡大と地域振興を図る。

ス 環太平洋諸国との交流推進（実施主体：いわき市）

「フラ文化」を広く発信してきた地域特性を活かし、環太平洋諸国との交流を深め合う国際的ダンスフェスティバルの開催を支援する。

セ 各種大会や会議等の誘致促進（実施主体：福島県、いわき市）

全国的、または国際的コンベンション等を誘致し、いわき市の認知度・イメージ向上と、地域経済の活性化を図るため、本市で開催するコンベンションに係る費用等の一部を支援する。

ソ 芸術文化の振興（実施主体：いわき市）

国内有数のクオリティを誇るホールを活用し、全国ファンが注目するような、芸術文化の魅力を伝える音楽・演劇等の公演を企画実施し、都市魅力の向上を図る。

タ 北茨城市、高萩市との観光推進に向けた連携（実施主体：いわき市）

常磐三市を観光軸とする観光誘客を図るため、各種媒体を活用しての広報活動を行うとともに、JRや旅行会社等と協働し、三市を回遊する旅行商品を造成する。

チ フラガールズ甲子園の開催（実施主体：いわき市・民間団体）

「フラガールのふるさと」として、フラ文化を全国に発信するため、高校生のフラダンス愛好者が一堂に会する「フラガールズ甲子園」全国高等学校フラ競技大会を開催する。

ツ 地域医療体制の強化（実施主体：いわき市・民間団体）

医師を始めとする医療従事者を育成し、地域の医療水準の向上・医療サービス提供体制の強化に積極的に取り組む。

テ 医療サービスの高度化（実施主体：民間団体）

常磐病院においては、PET-CT（陽電子放射断層撮影装置）などの最新鋭画像医療機器の導入を図り、積極的にがん検診や人間ドック等の受入れを実施している。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の推進により、交流人口の拡大が図られ、本市の基幹産業である観光関連産業の震災からの復興・更なる発展が見込まれる。その結果、観光関連産業における新規雇用が創出され、市民が安心して働くことができる雇用機会の確保が期待できる。

これらの効果は、いわき市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

7 その他

- (1) 本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、計画に対する意見はなかった（平成24年10月24日申請時）。
- (2) 本計画の変更に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、計画に対する意見はなかった（平成27年12月11日申請時）。
- (3) 本計画の変更に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、計画に対する意見はなかった（令和3年4月1日申請時）。